

ショートステイ喜寿苑清須 料金表

令和6年4月1日改定

事業所番号	2372005138
-------	------------

【介護保険サービス】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	529単位/日	656単位/日	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位×8.3%						
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位×2.7%						
介護職員ベースアップ等支援加算	合計単位×1.6%						
介護保険自己負担分(1割)	627円	772円	827円	906円	991円	1072円	1151円
介護保険自己負担分(2割)	1253円	1544円	1654円	1811円	1981円	2144円	2301円
介護保険自己負担分(3割)	1880円	2316円	2481円	2716円	2972円	3216円	3451円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2006円/日	820円/日	820円/日	1310円/日	1310円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	3451円	1120円	1420円	2310円	2610円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村窓口へ申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります。

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、高齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）

食費内訳（朝食345円、昼食580円、夕食520円）

【一日あたり負担目安】

（単位：円）

	介護保険負担限度額認定証なし、1割負担	介護保険負担限度額認定証なし、2割負担	介護保険負担限度額認定証なし、3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	4,078	4,704	5,331	1,747	2,047	2,937	3,237
要支援2	4,223	4,995	5,767	1,892	2,192	3,082	3,382
要介護1	4,278	5,105	5,932	1,947	2,247	3,137	3,437
要介護2	4,357	5,262	6,167	2,026	2,326	3,216	3,516
要介護3	4,442	5,432	6,423	2,111	2,411	3,301	3,601
要介護4	4,523	5,595	6,667	2,192	2,492	3,382	3,682
要介護5	4,602	5,752	6,902	2,271	2,571	3,461	3,761

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

送迎加算	片道につき184単位
口腔連携強化加算	1回50単位（口腔健康状態の評価を行った上で、連携歯科医療機関への相談及び介護支援専門員への情報提供を行った場合）
長期利用者に対する適正化	要支援1,2の方が30日を超えて利用する場合、支援1:75/100、支援2:93/100、基本報酬が減額になります。要介護1~5の方が、31日~60日、連続で利用された場合は、30単位が減算になります。61日以降（要介護1:670単位、要介護2:740単位、要介護3:815単位、要介護4:886単位、要介護5:955単位となります）。
※該当する項目について日数分が加算されます。	
豊橋市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。	
その他の主な費用、おやつ代:1日100円、理髪サービス、カット,2,000円、カット+髭剃り:2,500円。教養娯楽費:実費	